

社団法人熊本県社会福祉士会 福祉サービス第三者評価事業評価調査者設置細則

細則第6号

2008年10月14日制定

(目的)

第1条 この細則は、社団法人熊本県社会福祉士会福祉サービス第三者評価事業(以下「第三者評価事業」という。)実施規程第8条の規定に基づき、社団法人熊本県社会福祉士会(以下「本会」という。)が設置する評価調査者に関して必要な事項を定めるものとする。

(評価調査者)

第2条 この細則において評価調査者とは、熊本県が実施する福祉サービス第三者評価事業評価調査者養成研修を修了した者で本会に雇用された者をいう。

(雇用契約の締結)

第3条 評価調査者は、本会と雇用契約を締結するものとする。

(評価調査の実施)

第4条 評価調査は、本会の評価調査者をもって実施する。

2 評価調査者が評価契約を締結した事業者(以下「契約事業者」という。)と利害関係を有する場合には、本会は当該評価調査者を従事させない。

(評価調査者の任務)

第5条 評価調査者は、契約事業者の組織運営や事業内容について、所定の調査項目及び実施規程第9条に規定する調査方法により調査を行い、その結果を調査報告書として取りまとめ、社団法人熊本県社会福祉士会福祉サービス第三者評価事業評価決定会議(以下「評価決定会議」という。)に提出する。

2 評価調査者は、調査の過程で生じた質問や解決困難な問題についての事柄と所見を取りまとめ、評価決定会議に提出する。

3 その他、評価調査者の任務として本会会長が必要と認める業務に従事する。

(評価調査者の賃金及び旅費)

第6条 臨時職員として雇用された評価調査者が第5条第1項に規定する調査活動及びその他の評価調査者としての任務を行ったときは、別表1に規定する賃金を支給する。

2 旅費の支給については、本会事務局職員旅費規程の例による。

(支給方法)

第7条 前条の賃金及び旅費は、評価調査者が指定する金融機関の本人名義の口座に振り込むものとする。

(身分証明書)

第8条 第3条により雇用契約を締結した評価調査者には身分証明書を交付する。

2 評価調査者は、第5条第1項に規定する調査活動中は常に身分証明書及び県が発行した評価調査者証を携帯し、関係者から求められた場合にはこれを提示しなければならない。

3 評価調査者は、その調査活動以外の目的に身分証明を使用してはならない。

4 身分証明書は、他人に貸与又は譲渡してはならない。

5 評価調査者としての身分を失った場合は遅滞なく身分証明書を返還しなければならない。

(損害賠償)

第9条 本会は、評価調査者が故意若しくは重大な過失、又は不正な行為により本会に損害を及ぼしたときは、評価調査者に対しその損害の全部又は一部を賠償させるものとする。

(賠償責任保険)

第10条 評価調査者の調査活動中に事故が発生した場合は、すみやかに本会へ報告しなければならない。

2 本会は、評価調査者の調査活動中における事故に対処するため賠償責任保険に加入する。

3 前項の保険にかかる費用は、本会が負担する。

(研修)

第11条 評価調査者は、本会が指定する所定の研修を受講する。

2 前項の研修にかかる費用は、本会が負担する。

(事務局)

第12条 評価調査者に関する事務は、本会事務局が行う。

(改廃)

第13条 この細則を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附則

1. この細則は、2008年10月14日から施行する。

(別表1) 評価調査者賃金一覧

評価調査者の業務	賃金額	
細則第5条第1項及び第2項に規定する調査業務に従事した場合	1日を単位とする場合	10,000円
	半日を単位とする場合	5,000円
第5条第3項に規定する調査業務以外の業務に従事した場合	1日を単位とする場合	7,000円
	半日を単位とする場合	3,500円